

# あなた と 都税

8月号

2018  
(平成30年)  
第584号

主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん



今月の特集は  
個人事業税ってなんだろう？



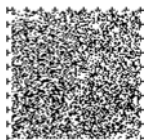
## 8月は個人事業税の納期です

第1期分を8月31日(金)までにお納めください

### ●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替(現在ご利用中の方は、8月31日(金)が振替日ですので、前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)

JA 東京アグリパーク 平成29年4月に東京農業の情報発信拠点としてJA東京中央会が開設したJA東京アグリパーク。東京都では、JA東京アグリパークが行う、都内産農産物をはじめとした国内産農産物のPRイベント、食材セミナー、農業体験等を開催や、生産者と飲食店等とのマッチングなどの取組を支援しています。



都税の納付方法

検索 🔍

都税の情報発信中!

Twitter アカウント  
@tocho\_syuzei

Facebook アカウント  
東京都主税局

お問い合わせ先：管轄の都税事務所 (特集右ページ右上をご確認ください。)

教えて!

タク  
ちゃん

特集

個人事業税ってなんだろう？

平成30年度個人事業税納税通知書が8月1日(水)に発送されました。今回は、個人事業税について、タクちゃんたちと学んでみましょう。

個人事業税の基本

○ 納める方

都内に事務所または事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人の方

○ 収める額

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{事業所得} \\ \text{又は(及び)} \\ \text{不動産所得} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税の} \\ \text{事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{個人の事業税} \\ \text{の事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{各種控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

○ 収める時期

原則として8月と11月の年2回。8月に都税事務所・支庁から納税通知書を発送します。

Q1

個人で事業をしていると  
どんな業種でも税金がかかるの？

ノンちゃん



最近、趣味をお仕事にできたらなーと思っているのだけど、個人で事業をすると税金はかかるのかしら？

タクちゃん

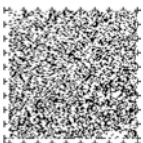


地方税法等で決められた70の事業(法定業種)を行っている個人事業税がかかるよ。法定業種とは次のような業種だよ。

※個人事業税が課税される70業種の例(一部抜粋)

区分	税率	事業の種類	
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	不動産貸付業
		製造業	運送業
		駐車場業	請負業
		飲食店業	(ほか30業種)
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業
		新炭製造業	
第3種事業 (30業種)	5%*	医業	歯科医業
		弁護士業	税理士業
		コンサルタント業	デザイン業
		美容業	(ほか23業種)

※第3種事業には、税率3%の業種もあります。



㊦005㉿E 躰躰  
%5 (q)  
㊦㊤00E (e)  
㉿躰

Q2

税額はどのような計算で決まるの？

ノンちゃん



個人事業税の税額はどのような計算で決まるのかしら？

タクちゃん



税額は、税務署等に提出した確定申告書等の所得金額(収入-経費-青色申告特別控除額)を基に計算するよ。左の算出式を基に計算しているけど、この式を簡単にすると、次のようになるよ。

$$\left( \text{所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{事業主控除額} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

※個人事業税には、青色申告特別控除の適用はないため、所得税で認められている場合は、足し戻します。

計算してみよう!

個人で、喫茶店(飲食店業)を営んでいる場合の、個人事業税を求めてみましょう。

収入 600万円 経費 235万円

青色申告特別控除額 65万円

所得金額 (a)

●ヒント●  
(a) 所得金額は、収入-経費-青色申告特別控除額で求められるよ。

税率 (b)

(b) 税率は事業の種類により決まるよ。左の表を見てみてね。

$$\left( (a) + \text{青色申告特別控除額} - \text{事業主控除額} \right) \times (b) = \text{税額}$$

(事業主控除額 290万円)

答えは左下を見てね!

こんな時どーする?



個人事業税の申告を忘れていた!



税務署に所得税の確定申告を行っていただくと、個人事業税の申告も行ったこととなりますので、別途都税事務所に申告を行う必要はありません。

※年の途中で事業を廃止した場合は例外となるため、都税事務所にも所得金額を申告する必要があります。

今年突然、納税通知書が届いた!



年間の所得金額が290万円を超えると個人事業税が課税されます。これまでの所得金額のご確認をお願いいたします。

※営業期間が12か月未満の場合は、所得金額が290万円以下の場合でも課税となることがあります。



## 不動産貸付業・駐車場業の認定基準

不動産貸付業、駐車場業には一定の基準があります。基準に満たない場合は課税されません。

### 例1 <マンションを貸し付けている場合>



貸付用部屋数が **10室** 以上

➡ **不動産貸付業** に該当

**課税**

### 例2 <青空駐車場を貸し付けている場合>



駐車可能台数が **10台** 以上

➡ **駐車場業** に該当

**課税**

※これ以外にも基準があります。  
(上記の例に当てはまらない場合でも、課税となることがあります。)

詳細は所管の都税事務所までお問い合わせください。

## 個人事業税の所管都税事務所

個人事業税についてのお問い合わせは管轄の都税事務所までご連絡をお願いいたします。

所管区域	所管都税事務所
千代田区、文京区	千代田都税事務所
中央区、江東区、江戸川区	中央都税事務所
港区	港都税事務所
新宿区、中野区、杉並区	新宿都税事務所
台東区、墨田区、葛飾区	台東都税事務所
品川区、大田区	品川都税事務所
渋谷区、目黒区、世田谷区	渋谷都税事務所
豊島区、板橋区、練馬区	豊島都税事務所
荒川区、北区、足立区	荒川都税事務所
八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	八王子都税事務所
立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市	立川都税事務所

ご存知ですか？

## ～個人事業税の減免制度～

### ○高額な医療費の支出があった場合

要件：[合計所得金額\* × 20% - 25万円] を超える医療費の支出があったこと

### ○納税者または扶養親族等が障害者である場合

要件：合計所得金額\* が370万円以下であること

※事業・不動産所得の他に給与・雑所得等各種所得金額の合計金額(青色申告特別控除前)をいいます。

### ○特定の省エネルギー設備等を取得した場合

要件：東京都主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。上記以外の減免制度もありますので、詳しくは所管の都税事務所にお問い合わせください。

## 便利な納付方法をご用意しています！

### 口座振替

平成30年10月10日(水)までにお申込みいただくと、11月の個人事業税第2期分からご利用いただけます。

☎ 主税局徴収部納税推進課  
☎ 03-3252-0955

### クレジットカード

個人事業税もパソコン・スマートフォン等から、クレジットカードで納付できます。

都税クレジットカード  
お支払サイト  
<https://zei.metro.tokyo.lg.jp/>

## 納税通知書の封筒への音声コードの添付をはじめます！(H30.8～個人事業税から開始)

課税対象となる方に送付する納税通知書の封筒に、音声コード(スマートフォン・専用の読み取り装置などで読み取ると音声で読み上げる二次元バーコード)を添付し、通知書の内容を音声で取得できる旨を案内します。

その上で、希望される方には、税額・納期などの情報を音声コード化し、個別に文書を送付します。

※音声コードの位置を把握できるよう、封筒に半円の切り込みを入れております。

☎ 主税局課税部課税指導課個人事業税班  
☎ 03-5388-2969

